

令和5年8月25日招集

令和5年 第8回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和5年第8回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和5年第8回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和5年8月25日（金） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（15名）

1番	大江 正好	3番	門 脇 功	4番	東海林 光輝
6番	寒河江 一浩	7番	庄子 裕 絵	8番	高岡 貞雄
9番	仲野 孝藏	11番	吉田 好春	12番	岡田 邦弘
13番	栗原 洋幸	14番	阿部 昇	15番	大内 恒一
17番	岡田 和敏	18番	瀬野 幸太郎	19番	菅原 繁治

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第12号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 6 議第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第41号 農用地利用集積計画について
- 第 8 議第42号 東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

- 第 9 農地あっせん委員会の報告
- 第 10 農地転用委員会の報告
- 第 11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正樹	農政主査兼係長	松岡 義朗
農地係長	後藤 美智子	主任	杉浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅原 繁治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和5年第8回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、2番 本田勝彦委員、5番 高岡茂雄委員、10番 石山一穂委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

15番 大内恒一委員、17番 岡田和敏委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第7回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第12号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第8、議第42号東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについての、1報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

それでは、令和5年、第8回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は2件です。

報第12号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号50番 土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：4,720㎡ほか1筆。賃貸人住所氏名：東根市中島通り一丁目●●●●、●●●●。

賃借人住所氏名：東根市中央二丁目●●●●、●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●、
山形市旅籠町三丁目●●●● 破産管財人弁護士 ●●●●。解約後の利用：自己保全と
なります。

以下、受付番号 51 番の 1 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていた
だきます。3 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、6 件です。

議第 39 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求
めるものであります。4 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号 62 番、土地の所在：大字蟹沢字楯●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地
積：365 m²ほか 5 筆。譲渡人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。事由：労力不
足、経営面積：40 a。譲受人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。事由：経営
規模拡大、経営面積：229 a であります。

以下、受付番号 63 番、64 番の 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させ
ていただきます。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させ
ていただきます。5 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 65 番、土地の所在：大字野川字向田●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、
地積：1,731 m²の内 684 m²。貸人住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。事由：労
力不足、経営面積：96 a。借人住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。事由：経
営規模拡大、経営面積：82 a であります。

以下、受付番号 66 番の 1 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていた
だきます。

農地法第 3 条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略さ
せていただきます。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定

受付番号 67 番 土地の所在：神町西四丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、
地積：3,693 m²の内 1,000 m²ほか 3 筆。貸人住所氏名：東根市神町中央二丁目●●●●、●
●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：172 a。借人住所氏名：東根市神町中央二丁目●
●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積 50 a であります。

農地法第 3 条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略

させていただきます。7頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。

議第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。8頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号48番、土地の所在：中央東一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積73㎡ほか1筆。譲渡人住所氏名：宮城県仙台市太白区四郎丸字大宮●●●●。●●●●、職業：会社役員。譲受人住所氏名：東根市中央東一丁目●●●●、●●●●、職業：会社員。転用後の主要目的：貸駐車場、貸雪捨場、貸通路他、所要面積計が409.23㎡、備考として所有権移転、併用地有りであります。

以下、受付番号49番の1申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

9頁をお開き下さい。

農地法第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。10頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、6計画です。

議第41号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。11頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号45番 土地の所在：大字東根元東根字津河●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：964㎡。売人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●、●●●●。買人住所氏名：東根市本丸東●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和5年8月25日。対価、総額：300,000円、支払い方法：現金。支払期限：令和5年9月13日、引き渡し時期：令和5年9月14日、買人の耕作面積は150aであります。

以下、受付番号46番から48番までの3申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号211番 土地の所在：大字野川字上向●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹

園地、地積：1,715 m²。貸人住所氏名：東根市大字野川●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字観音寺●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和5年8月25日、終期：令和15年8月24日、賃借料：10aあたり5,600円、2年目より9,913円、10年新規、借人の耕作面積は200aであります。

以下、受付番号212番の1申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13頁をお開き下さい。

議第42号 東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてであります。

別紙に係る東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、本会の意見を聴くものであります。14頁をお開き下さい。

本市では、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定に基づき「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（基本構想）を策定しておりますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、農業経営基盤強化促進法が改正され、「山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」も変更されました。

これに伴い、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第2条第2項により、本市で定めている基本構想の見直しを、9月末までにする必要があります。

改正後の基本構想は、14頁から45頁までとなっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。また、別冊にて農林課で作成しました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（市町村基本構想）の新旧対照表を作成しておりますのでご覧ください。

以上で、報告案件1件と、議案4件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。3番、門脇功農地あっせん委員会委員長。

【3番門脇功農地あっせん委員会委員長】

はい、3番門脇です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を8月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、

農地法第3条による所有権移転の許可申請3件、賃貸借権設定の許可申請2件、使用貸借権設定の許可申請1件、合計6件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る8月15日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号62番から64番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号65番、及び、66番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号67番の申請事由は、経営規模拡大であります。

いずれの案件につきましても、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

1番、大江正好農地転用委員会委員長。

【1番大江正好農地転用委員会委員長】

はい、1番大江です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を8月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第5条による許可申請2件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る8月15日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

このたびの、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号48番、49番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、受付番号48番については貸駐車場・貸雪捨場等、受付番号49番については墓地用地を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当
以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付す
ることの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。何かご質問ありませんか。

【18番 瀬野幸太郎委員】

18番瀬野です。先程岡田事務局長より、議第42号、東根市農業経営基盤の強化の促進に
関する基本的な構想の見直しについての説明が、農林課の議案ということでありましたが、
一番肝心の我々農業委員会として新旧対照表もありますが(変わったところを)詳しく説
明をお願いします。

【松岡農政主査兼係長】

それでは私のほうからご説明いたします。

まず、大枠で説明いたしますけれども、この基本構想というのが10年先の計画を5年ご
とに見直しを図っているということなんです。直近で改正したのが平成26年の9月に改正
をしています。その前は平成22年、それで何回か改正をされていて、平成31年は大まかな
変化がなかったということで改正を見送ったようです。今回、先程局長から説明あったと
おり、令和5年4月1日で経営基盤強化法が大きく改正されまして、そのための改正とな
っております。前々からご説明してはいますが、いわゆる人農地プランというものが
令和5年4月1日に法定化されて地域計画(目標地図)になった。その目標地図を作成す
るのが農業委員会となっています。これが一つ、農業委員会として役割が増えたものが、
農業地図の素案を作ることです。あと、その作ったものを基に、実際の地域計画を策定す
るため、各地域に落としとして話し合いをする。それが農業委員とか、推進委員とか、農協と
か、そういった各関係機関が入って、「神町地区のこの地域は地域計画に入れましょう」「東
根地区のここは地域計画に入れなくてもいいのではないか。」とかの話し合いをして、10年
先の目標地図を作る計画をこれからやるんだよということです。

もう一つ我々の関連するところで大きく変わったのが、前までは農地の貸し借り・売買
が3条と利用集積計画と中間管理機構があったのですが、令和5年4月1日の改正に伴っ
て、利用集積計画が中間管理機構に統合されて、3条と中間管理機構の2つしかない。な
るべくこの中間管理機構に誘導しましょうというのがこの基本構想の大まかな趣旨です。

中間管理機構を使って、いわゆる農業を担う者、認定農業者とか、認定新規就農者とか、

専業農家とか、大規模にやっている農家とか、農業を担う者に集約していきましようというのが大きな計画です。ただ、農業を担う者の中には大規模な農家さんだけでなく、小規模でやっている農家さんや「半農半X」半農は自己消費だけの分の農業をやりながら他にも仕事しているよ、空いた時間で自分の食べる分の農業をやってあとは弁護士とか作家とか他に仕事をしているよと。兼業農家とはちょっと違うんです。「半農半X」そういう者も農業を担う者に入れましようとなっています。そういったものを使って、なるべく遊休農地を無くしていこう、中間管理機構に誘導していきましようというのが大きな中身ですね。ただ、目標地図を作るまで、令和6年度末まで作らなければならないんですけれども、まず2年間は経過措置があつて、そこまでは利用集積が使える、あと、経過措置が過ぎてもまだ契約期間が残っているもの、それは利用集積を使っていいんですけれども、契約期間が満了になったら今度は中間管理機構になる。ということで、なるべく中間管理機構に誘導していくというのが我々に関するところでは一番大きな中身でございます。ただ、全部を地域計画に設定していいのだろうか。国が言うには、地域計画で策定したら中間管理機構を通すものでないとだめだ、3条は許可できないよと言っているのです、果たして本当に何も考えずに全部地域計画をしてしまつていいのだろうか、というのが心配なところがあります。そういった設定の仕方をこれから我々も勉強していかなければならないのかなと思つているところがございます。大まかな説明につきましては以上でございます。

【議長】

はい、どうですか。

【18番 瀬野幸太郎委員】

農業委員会が主となって地域計画を作るにあたって、農林課と一緒に作るのでしようか。

【松岡農政主査兼係長】

地域計画を作る主体というのは東根市なので、農林課です。あくまでも人農地プランと一緒に、主体は農林課なんだけれども、それに我々とか農協とかが協力して作っていくというのが地域計画になります。実は中間管理機構というのは農林課を通して手続きで、実際の手続きは農協でやるんですけれども、それを集約するのが農林課で、農林課と中間管理機構でやり取りをします。我々は何もしていない。総会に（議案を）挙げているだけで何もしていないのですが、今度、利用集積計画が無くなって中間管理機構に統一されたときに、農林課ではできればこの業務を農業委員会でやってもらえないかというふうに考えているようなのです。いわゆる権限移譲的なところなんです。今、中間管理機構は県で配分公告しているんです。県が許可を出している意味ではないんですけれども、県が配分公告したことによって初めて有効になります。利用集積は市が公告したことによって有効になるん

ですけれども、これが統一されて、全部県を通して配分公告されることになります。これではちょっと時間がかかるので、(県のほうから)「県の業務を市に権限移譲しますよ、権限移譲を受けませんか」と各自治体では言われています。ということで、中間管理機構に関する業務がもしかしたら、今度農業委員会でやることになるのかなということも想定されます。以上です。

【18番 瀬野幸太郎委員】

どうして中間管理機構が相当な役割としているのであれば分かるんですけれども、実際東根市で見ると、ほとんど中間管理機構でなく一般の集積でいるわけで、(それでも)別に問題はないと思うんですけれども、どうして中間管理機構(に集約するのか。)(今までの利用も)ほとんどないようなんですよね。その辺あえて決まったことなのかもしれません、(どうなのかなと)いう気持ちです。ただ(中間管理機構に)挙げてやってそれでいいのか。国の方針として行政と一緒に長年、自分たちで見て確認して我々農業委員はやってきたのに分からなくなってきました。こんなこと言っても仕方がないのですが。

【議長】

中間管理機構もだいたい西部の方は利用者がいるんでないですか。東部の方はほとんど利用者がいないので。税金、お金の関係で利用者が少ないようです。

【18番 瀬野幸太郎委員】

(中間管理機構は)物で賃借料を納められないからですね。

【議長】

物ではだめだというので、西部とは(利用者が少ない。物で納めてほしいという方が多い)そういう違いがあるようです。そのほか何かありませんか

【14番 阿部昇委員】

14番阿部です。東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中の、25頁、農業経営基盤強化促進事業に関する事項の中に「市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。」とありますが、進捗管理ということは、それを進めるうえで、タイムスケジュールが設定されてあるという認識を私は持ったんですけれども、こういったタイムスケジュールがどの時点でどこから出てくるのか、そういった具体的な内容が示されるのかということについて、分かっている範囲で情報があれば教えていただきたい。

【松岡農政主査兼係長】

市の方でわかっている段階としては、いわゆるこの間お示ししたスケジュールで、間も

なく9月15日号の市報に載るんですけども、5a以上の農地をお持ちの方と耕作されている方に対して、まず、今後10年間、その農地をどうしますかというアンケート調査を行います。その後、そのまま耕作する人はいいんですけども「農地を手放したい。」「(誰かに)任せたい。」という人を抽出して、その2段階目のアンケートとして、その筆について「新規就農者に貸しますよ。」とかもう少し具体的な中身を確認するという2段階に分けてやる予定でございます。それがおそらく年内ぐらいまでかかるのかなあとということです。

その後農業委員会で目標地図の素案を作って農林課に示して、翌年度、令和6年度中に各地区に落として話し合いをする。その後令和7年度までには本番の地域計画の図面を作成する。その後のスケジュールは農業委員会でも分からないんですけども、概ねその中にいわゆる担い手さん、各地区に登録されている農業を担う者に貸付されているかというのを県が確認するというよりは市で確認して何%ぐらいかというのを(進捗管理)5年ごとに見直しをかけていくことになるのかなあと思っております。

【14番 阿部昇委員】

ということは地域においての話し合い、これに参画する要因となる農業委員会の方々たちの話し合いの場での活動というのは、令和6年度に入って必要になるという認識でよろしいのでしょうか。

【松岡農政主査兼係長】

はい、そうです。

【18番 瀬野幸太郎委員】

さっきの事務局の説明で、東根市はアンケートによる調査をするということですがこれは全戸配布するのでしょうか。農家の人に。

【松岡農政主査兼係長】

一応、5a以上の農家さんで、共有名義がいらっしゃるんですけども、例えば奥様と共有名義で残っていると比較的同住の場合の共有名義だったら送るんですけども、相続などで〇〇他7名とか8名とか大量に共有名義のものは除くつもりです。

【18番 瀬野幸太郎委員】

アンケートの回収率があると思うんですけども、事務局としては何%の回収率をみこんでいるのか。回収率が下回った場合は再度アンケートを要請するのか。農業委員で個別に回って調査するのか。あくまでもこれからの東根市の実態から目標地図を作成するにはいい加減ではだめなので、相当アンケートの回収率、%が(高く)ないと信ぴょう性がないのでそういったものは(どのようになりますか。)回収率は(どうなりますか。)

【松岡農政主査兼係長】

回収率は、農林課主体でやるんですけども、農林課としては60%くらいまでもらえれば良

いかなと考えているようです。

【18番 瀬野幸太郎委員】

80 (%) ?

【松岡農政主査兼係長】

60 (%) です。ですが、なるべく多くの人から回収したいので農林課としては、一応送ってさらにこないときは（アンケートを）また再送するんだけど、その回収を、もしよければ農業委員さんとか推進委員さんとかにお願いしてみてもいいんじゃないかということで、農林課ではそんなことも考えているようです。

【18番 瀬野幸太郎委員】

なるべく回収率が大きいんであればその方がいいですね。

【議長】

そのほかありませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第11、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第39号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、14番阿部昇委員、17番岡田和敏委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【7番 庄子裕絵委員】

7番庄子です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 39 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 40 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 41 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 42 号については、農業経営基盤強化促進法改正に伴う、基本構想の改正であることなどを踏まえ、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1 番 大江正好委員】

1 番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 39 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 41 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 42 号については、農業経営基盤強化促進法改正に伴う、基本構想の改正であることなどを踏まえ、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いします。

【11 番 吉田好春委員】

11 番吉田です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 39 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 40 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 41 号については、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 42 号については、農業経営基盤強化促進法改正に伴う、基本構想の改正であることなどを踏まえ、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これを持ちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 12 号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに、議第 39 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、採決いたしますが、その前に、14 番阿部昇委員、17 番岡田和敏委員に申し上げます。両名は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 39 号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可することことに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 39 号については、許可することに決しました。

14 番阿部昇委員、17 番岡田和敏委員、両名の復籍を求めます。

14 番阿部昇委員、17 番岡田和敏委員両名に申し上げます。

ただいま、議第 39 号については、許可することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 40 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 41 号、農用地利用集積計画について、議第 42 号、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、以上 3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 40 号から議第 42 号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付すること、及び、決定すること、及び、同意することことに賛成の方の

挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 40 号から議第 42 号については、許可相当との意見を付すること、及び、決定すること、及び同意することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これもちまして、令和 5 年第 8 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

午前 10 時 50 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員